

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の事業範囲の変更許可申請書の提出に係る留意事項

1 許可申請書の作成について

(1) 申請書の様式

- 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書には、「様式第十号、様式第六号の二」を使用してください。
- 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書には、「様式第十六号、様式第六号の二」を使用してください。

(2) 申請書の記載方法

- 申請年月日は、実際に申請書を窓口を持参する日付を記載してください。
- 申請書の住所、氏名（名称及び代表者の氏名）は、個人の場合は住民票のとおり、法人の場合は法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
※ 番地、大字、漢数字、アラビア数字なども省略せずに記載してください。
※ 従前の許可証と記載が異なる場合は、あらかじめ変更届出書の提出が必要です。
- 役員、株主、使用人等の氏名等は、住民票のとおり記載してください。
- 行政書士が作成する場合は、職印の押印と委任状が必要です。

(3) 作成部数と綴り方法

- 申請書は、2部（1部は申請者控えとして返却）作成し提出してください。
- 申請書の左端2か所にパンチ穴をあけ、ひも綴じ等して提出してください。

2 添付する書類について

(1) 官公庁が発行する証明書等

- 申請日前3か月以内に発行された証明書等を提出してください。

証明書等	発行場所	留意事項
法人の登記事項証明書	法務局	・ 履歴事項全部証明書を提出してください。 ※ 現在事項証明書は不可です。
住民票抄本	市町村	・ 本籍（外国人である場合は国籍等）が記載されたものを提出してください。 ・ <u>マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを</u> 提出してください。
登記されていないことの証明書 (成年被後見人、被保佐人として)	法務局	・ 住民票のとおり氏名、生年月日、住所が記載されているか確認してください。 ※ 本籍の記載は不要です。
納税証明書 (その1 納税額等証明用)	税務署	・ 直近3年分を提出してください。

(2) 講習会修了証の写し

- 直前に受講した(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの収集・運搬課程講習会の修了証の写しを添付してください。
- 講習会の詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご参照ください。
○(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページURL：<http://www.jwnet.or.jp>

(3) その他の添付書類

- 別添「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に係る提出書類一覧表」を参照してください。
- 申請内容によっては、追加書類（直近の同族会社等の判定に関する明細書、中小企業診断士の経営診断書、その他審査に必要な書類）を求める場合があります。

3 申請書の提出について

(1) 申請書の提出（窓口持参のみ受付）

- ・ 産業廃棄物対策課の窓口に持参してください。※ 郵送での受付はしていません。
- ・ 申請書は、2部（1部は申請者控えとして返却）作成し提出してください。
- ・ 申請の際は、事前に電話予約してください。
- ・ 書類が整っていない場合は、受付できない場合があります。

(2) 申請手数料

- ・ 申請書を提出の際に納付書を交付しますので、同日に指定金融機関へお振込みください。
 - 産業廃棄物収集運搬業 : 変更許可 71,000円
 - 特別管理産業廃棄物収集運搬業 : 変更許可 72,000円

(3) 補正指示

- ・ 申請書を受付後、必要に応じて申請書の補正を指示することがあります。補正指示には、速やかに対応をお願いします。

4 廃止・変更届出書の提出について

(1) 業の廃止又は変更の届出

- ・ 業を廃止した場合、又は以下の事項に変更が生じた場合は、その廃止又は変更の日から10日（法人が②又は③を変更したために登記事項証明書を添付する場合は30日）以内に廃止・変更届出書を提出してください。
 - ① 住所
 - ② 氏名又は名称
 - ③ 法定代理人、法人の役員、発行済株式総数5/100以上の株式を有する株主又は出資額5/100以上の額に相当する出資者、政令で定める使用人
 - ④ 事務所及び事業場（駐車場）の所在地、事業の用に供する施設（収集運搬車両など）
 - ⑤ その他法令で定める事項
- ※ 事業の用に供する施設を変更する場合は、着手前にご相談ください。

(2) 届出書の提出

- ・ 産業廃棄物対策課の窓口に持参してください。※ 郵送での受付はしていません。
- ・ 届出書は、2部（1部は届出者控えとして返却）作成し提出してください。
- ・ 提出の際は、事前に電話予約してください。
- ・ 書類が整っていない場合は、受付できない場合があります。
- ・ 添付が必要な官公庁が発行する証明書等は、原則、原本を提出してください。ただし、同日に複数の届出書を提出する場合は、1つに原本を添付し、その他は写しとすることができます。

5 その他（許可証が不要になった場合）

- ・ 許可証の書換えが行われた場合又は事業を廃止した場合は、不要になった従前の許可証を必ず返却してください。第三者に利用された場合は、名義貸しの違反行為に該当するおそれがあります。

〈高崎市の窓口〉

高崎市環境部産業廃棄物対策課 審査担当 TEL:027-321-1325

〒370-8501 群馬県高崎市高松町3番地1（高崎市役所本庁舎2階39番窓口）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の事業範囲の変更許可申請に係る提出書類一覧表

- ・ ◎印は、必ず添付してください。
- ・ ○印は、従前の許可から変更がない場合に限り省略することができます。省略する場合は、別紙を提出してください。

提出書類	申請区分	
	法人	個人
[産業廃棄物収集運搬業の場合] 産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書「様式第十号」（第1面～第3面）	◎	◎
[特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合] 特別管理産業廃棄物収集の事業範囲変更許可申請書「様式第十六号」（第1面～第3面）		
「様式第六号の二」（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬業 共通）		
（第1面）事業の全体計画、取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等	◎	◎
（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧、その他の運搬施設の概要）※変更に関する場合に提出	○	○
（第3面）運搬施設の概要（積替施設又は保管施設の概要）※変更に関する場合に提出	○	○
（第4面）収集運搬業務の具体的な計画	◎	◎
（第5面）環境保全措置の概要	◎	◎
（第6面）運搬車両の写真 ※変更に関する車両のみ提出	○	○
（第7面）運搬容器等の写真 ※変更に関する運搬容器等のみ提出	○	○
（第8面）事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	◎	◎
（第9面）資産に関する調書（個人用）	—	◎
（第10面）誓約書	◎	◎
（別紙）添付を省略する書類の一覧表 ※省略する書類がある場合のみ提出	◎	◎
【添付書類】		
① 既に許可に受けている都道府県市の（特別管理）産業廃棄物処理業許可証の写し	○	○
② 法人の登記事項証明書※ ^注	◎	—
③ 申請者の本籍地が記載された住民票抄本※ ^注	—	◎
④ 法定代理人の本籍地の記載された住民票抄本※ ^注 （法定代理人が法人の場合は、法人の登記事項証明書※ ^注 及び法人役員の住民票抄本※ ^注 ）	◎	◎
⑤ 役員の本籍地が記載された住民票抄本※ ^注	◎	—
⑥ 発行済株式総数5/100以上の株式を有する株主又は出資額5/100以上の額に相当する出資者の本籍地が記載された住民票抄本※ ^注 （法人の場合は、法人の登記事項証明書※ ^注 ）	◎	—
⑦ 令6条の10に規定する使用人の本籍地が記載された住民票抄本※ ^注	◎	◎
⑧ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書※ ^注 （③～⑦の者）	◎	◎
⑨ 定款又は寄附行為 ※原本と相違ない旨を記載	◎	
⑩ 事務所、事業場（駐車場）等の付近の見取図	○	○
⑪ 申請者が施設の所有権を有することを証する書類		
a. 車両：車検証の写し（車検期間が有効なもの/車検証に記載されている使用者と申請者が異なる場合は、所有者との賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し） ※変更に関する車両のみ提出	○	○
b. 積替施設又は保管施設：土地・建物の登記事項証明書等（申請者が所有権を有しない場合は、所有者との賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し）	○	○
⑫ 講習会修了証の写し 有効期間：[新規] 5年以内 [更新] 2年以内 ※修了者：[法人の場合] 役員（監査役を除く）、政令使用人 [個人の場合] 申請者、法定代理人	◎	◎
⑬ 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）又は有価証券報告書 直近3年分	◎	—
⑭ 法人税納税証明書※ ^注 （その1 納税額等証明用） 直近3年分	◎	—
⑮ 所得税納税証明書※ ^注 （その1 納税額等証明用） 直近3年分	—	◎
【PCBを取り扱う場合の添付書類】		
⑯ PCB作業従事者講習会修了証の写し（直接従事するもの）	◎	◎
⑰ 「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に即した事業計画書（運搬容器の構造図、連絡設備等の概要、事故時の概要等を記載）	◎	◎

手数料

- ・ 産業廃棄物収集運搬業 変更許可 71,000円
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 変更許可 72,000円

※注意事項

- ・ 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書を添付してください。（全部事項証明書は不可）
- ・ 住民票抄本は、マイナンバーが記載されていないものを添付してください。
- ・ 官公庁が発行する証明書等は、原則、原本を添付してください。ただし、同日に複数の申請書を提出する場合は、1つに原本を添付し、その他は写しとすることができます。（別紙参照）
- ・ 申請内容によっては、上記書類の他に追加書類（直近の同族会社等の判定に関する明細書、中小企業診断士の経営診断書、その他審査に必要な書類）を求める場合があります。

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の申請をする際の注意点
（必ずお読みください）

【産業廃棄物収集運搬業許可の合理化】

従来、1つの廃棄物処理法政令市（保健所設置市）において、その区域を越えて収集運搬を行う場合は、積込み・荷卸しを行う場所を管轄する都道府県知事、政令市市長の許可が必要でしたが、平成23年4月1日以降、原則として、積込み・荷卸しを行う場所を管轄する都道府県知事の許可を受けることで政令市を含んだ収集運搬を行うことが可能になりました。

群馬県内全域で収集運搬を行なう場合、原則として群馬県知事の許可を受ければ、高崎市内で産業廃棄物の収集運搬を行うことができます。

ただし、以下の場合に該当する方のみ、高崎市長への許可が必要になります。

1 高崎市内で積替え保管を行う場合

- ・「積替え保管」を含む収集運搬を行う場合は、従来のとおり、積替え保管を行う場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可が必要となります。

高崎市内で積替え保管を行う場合は、高崎市の許可が必要となります。詳しくは、産業廃棄物対策課までお問合せください。

2 産業廃棄物の収集運搬を高崎市内の区域のみに限定し、他の区域で収集運搬を行わない場合

【問合せ先】

〈高崎市の窓口〉積替え保管、高崎市内に限定した収集

高崎市環境部産業廃棄物対策課 審査担当 TEL:027-321-1325

〒370-8501 群馬県高崎市高松町3-5-1（高崎市役所本庁舎2階39番窓口）

〈群馬県の窓口〉

1 中部環境事務所 廃棄物係 TEL:027-219-2021

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町2-1-4-2-1（群馬県前橋合同庁舎2階）

管轄区域 前橋市、伊勢崎市、玉村町、渋川市、榛東村、吉岡町

2 西部環境森林事務所 廃棄物係 TEL:027-323-5530

〒370-0805 群馬県高崎市台町4-3（群馬県高崎合同庁舎4階）

管轄区域 高崎市、安中市、藤岡市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

3 吾妻環境森林事務所 総務環境係 TEL:0279-75-4611

〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町6-6-4（群馬県中之条合同庁舎4階）

管轄区域 中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村

4 利根沼田環境森林事務所 総務環境係 TEL:0278-22-4481

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4-4-1-2（群馬県沼田合同庁舎2階）

管轄区域 沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村

5 東部環境事務所 廃棄物係 TEL:0276-31-2517

〒373-0033 群馬県太田市西本町6-0-2-7（群馬県太田合同庁舎東庁舎1階）

管轄区域 太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

※ 群馬県の窓口、手続に関する詳細は、群馬県ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」に掲載されていますのでご参照ください。

○群馬県産業廃棄物情報ホームページURL：<http://www.gunma-sanpai.jp>